

学生と教員の見方



【学生の見方&考え方】

(4年 山野井千晴)

宅地や建物の不動産取引業者である。一般的に、店舗を開業・営業することを支えているのが宅地建物取引業者である。しかし、誰でも自由に営業する。では、宅建業は希望すれば誰でも自由に営むことができるのだろうか。

現行の法制度上では、宅

設置する場合は都道府県知事の免許を受けなければならぬとされている。

この免許は、行政法学で「許可」といわれるものである。「許可」とは、「禁止」の解除と

宅建業が誰でも自由に営む場合、家や土地などの大きな買い物をする際に適当な情報で利用者の利益が

宅地建物取引業者(宅建業者)による展開

(兼重賢太郎教授)

役割を果たすのである。

宅建業法は、第二次世界大戦後の1952年に議員立法により制定された。しかし、制定当初から免許制度が導入されていたわけではなく、当初は登録制度がとられていた。まったくの

ことにより、利用者の利益を守るとともに業者としての役割を果たすのである。

宅建業法は、第二次世界大戦後の1952年に議員立法により制定された。しかし、制定当初から免許制度が導入されていたわけではなく、当初は登録制度がとられていた。まったくの

ことにより、法律に基づき一定の規制を受けることは問題の解決を考え、多角的な視点で不動産の将来を見据えることが目標。

自由の中にも秩序が大事

利用者の利益を保護

建設は誰でも自由に営むことはできないとされている。宅建業を営むためには、宅建業免許が必要であり、二つ以上の都道府県に事務所を設置する場合には国土交通大臣の、一つの都道府県内の区域にのみ事務所を

建設は誰でも自由に営むことはできないとされている。宅建業を営むためには、宅建業免許が必要であり、二つ以上の都道府県に事務所を設置する場合には国土交通大臣の、一つの都道府

建設は誰でも自由に営むことはできないとされている。宅建業を営むためには、宅建業免許が必要であり、二つ以上の都道府県に事務所を設置する場合には国土交通大臣の、一つの都道府

建設は誰でも自由に営むことはできないとされている。宅建業を営むためには、宅建業免許が必要であり、二つ以上の都道府県に事務所を設置する場合には国土交通大臣の、一つの都道府

建設は誰でも自由に営むことはできないとされている。宅建業を営むためには、宅建業免許が必要であり、二つ以上の都道府県に事務所を設置する場合には国土交通大臣の、一つの都道府

建設は誰でも自由に営むことはできないとされている。宅建業を営むためには、宅建業免許が必要であり、二つ以上の都道府県に事務所を設置する場合には国土交通大臣の、一つの都道府